変更した事項
名称　橘港電発揚炭桟橋灯
位置
所在地　徳島県橘港（電発揚炭桟橋外端）
北緯　三三―五一―三四
東経　一三四―三九―五五
変更年月日　平成二十六年一月二十四日

名称　橘港電発揚炭バース沖A灯標
位置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約五・二キロメートル）
北緯　三三―五一―一五
東経　一三四―四〇―二二
変更した事項
名称　橘港電発揚炭桟橋沖A灯標
変更年月日　平成二十六年一月二十四日

名称　橘港電発揚炭バース沖B灯標
位置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約五・六キロメートル）
北緯　三三―五一―一三
東経　一三四―四〇―〇一
変更した事項
名称　橘港電発揚炭桟橋沖B灯標
変更年月日　平成二十六年一月二十四日

名称　橘港電発揚炭バース沖C灯標
位置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約五・六キロメートル）
北緯　三三―五一―二四
東経　一三四―三九―四二

**○中部地方整備局告示第九十五号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年四月九日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　登録番号
中部地方整備局長　11
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社愛知建築センター
三(1)　評価員の指名の変更

| 変更前 | 太田　悟市、川島　康治 |
|---|---|
| 変更後 | 村田　彰 |

(2)　変更年月日
平成二十六年四月一日

変更した事項
名称　橘港電発揚炭桟橋沖C灯標
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで六・六メートル（平均水面上から灯火まで六・六メートル）
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　電源開発株式会社橘湾火力発電所管理
変更年月日　平成二十六年一月二十四日
記事　一時名称等変更中のところ名称等変更のうえ復旧

名称　橘港電発揚炭バース沖D灯標
位置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約四・九キロメートル）
北緯　三三―五一―二九
東経　一三四―四〇―一九
変更した事項
名称　橘港電発揚炭桟橋沖D灯標
変更年月日　平成二十六年一月二十四日

名称　呼子平瀬灯台
位置
所在地　佐賀県唐津市（平瀬）
北緯　三三―三四―五五
東経　一二九―五四―三八
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで七・七メートル（平均水面上から灯火まで一二メートル）
記事　補正

中部地方整備局長　八鍬　隆

**○中部地方整備局告示第九十六号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年四月九日

一　登録番号
中部地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 若杉　金司、菊地　雄治、中村　良一 |
|---|---|
| 変更後 | ― |

(2)　変更年月日
平成二十六年四月八日

**○北海道開発局告示第六十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月九日

北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十九号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道余市郡余市町梅川町五六三番一から同町白岩町二七〇番まで | 前 | B | 二〇・六〇～四九・五〇 | メートル |
| | 後 | A | 七・〇〇～四五・七〇〇 | キロメートル |
| | | B | 二〇・六〇～四九・五〇〇 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| 北海道積丹郡積丹町大字余別町二九番二から同町大字神岬町二番一地先まで | 前 | A | 七・五〇～八四・五〇〇 | |
| | | B | 一五・〇〇～五三・五〇〇 | |
| | 後 | A | 一六・四八～四三・九〇〇 | |
| | | B | 一五・〇〇～五五・九七〇 | |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

**○北海道開発局告示第六十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月九日

北海道開発局長　澤田　和宏

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 三百三十六号 | 北海道幌泉郡えりも町字本町三五一番一地先から同町字本町三三八番一地先 | 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部 |

供用開始の期日　平成二十六年四月九日